

令和5年神審第3号

裁 決

引船A引船列乗揚事件

受 審 人 a 1

職 名 A船長

海技免許 四級海技士（航海）

受 審 人 a 2

職 名 A甲板員

海技免許 六級海技士（航海）

本件について、令和5年1月10日その管轄を広島地方海難審判所から当海難審判所に移転する指定があったので、当海難審判所は、理事官佐藤雅彦出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 1 を戒告する。

受審人 a 2 を戒告する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和3年11月16日09時30分

広島県下蒲刈島北西岸

2 船舶の要目

船種	船名	引船A	台船B
総トン数		98.95トン	
全長		27.15メートル	60.00メートル
機関の種類		ディーゼル機関	
出力		735キロワット	

3 事実の経過

Aは、船首船橋型鋼製引船で、船橋前部中央に操舵スタンド、その左舷側にGPSプロッター及びレーダー、右舷側に機関遠隔操作盤をそれぞれ備え、a1受審人及びa2受審人ほか1人が乗り組み、船首2.1メートル船尾3.5メートルの喫水をもって、無人で空船のまま、船首尾0.4メートルの等喫水となった非自航式の台船H-231をえい航し、Aの船尾からBの後端までの距離が約110メートルの引船列（以下「A引船列」という。）を構成し、令和3年11月16日09時00分広島県呉港広区を発し、猫瀬戸を経由する予定で、兵庫県東播磨港に向かった。

発航に当たり、a1受審人は、呉港広区を発し、同区に続いて猫瀬戸を航行する状況であったが、Aの乗船経験が長いa2受審人に出港操船及び船橋当直を任せておけば、同区及び同瀬戸を無難に航行できるものと思い、昇橋して自ら操船指揮を執らなかつた。

ところで、a2受審人は、前々日の14日05時頃阪神港大阪区を出港し、当初の予定を超過して13時頃までの、及び17時頃から23時頃までのそれぞれの間、船橋当直に就き、23時頃広島県小用港北東方沖合に到着して同沖合の係船浮標に係留したのち、睡眠をとろうとしたものの、寝付けないうまま睡眠がとれずに、翌15日05時頃小用港北東方沖合でA2をえい航して発航し、船橋当直に就いて呉港広区に向かい、08時頃同区に入港後、休息及び仮眠に当て、引き

続き、夜間は翌日の船橋当直に備えて睡眠をとろうとしたが、前日と同様に寝付けないまま睡眠がとれなかったことから、疲労が蓄積したうえ、睡眠不足の状態であった。

a 2 受審人は、出港操船に引き続いて単独の船橋当直に就き、操舵スタンド後方の椅子に腰掛けた姿勢で操船に当たって呉港広区を南下し、港界を通過して猫瀬戸に入航し、09時13分僅か過ぎ重岩灯台から247度（真方位、以下同じ。）1.75海里の地点で、針路を097度に定めて自動操舵とし、4.8ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a 2 受審人は、09時16分僅か過ぎ重岩灯台から242.5度1.54海里の地点に達したとき、蓄積した疲労と睡眠不足から、眠気を催したが、出港して程なく、また、猫瀬戸を航行中に居眠りすることはないものと思い、立ち上がって操船に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった。

こうして、a 2 受審人は、同じ姿勢を続けるうち、いつしか居眠りに陥り、猫瀬戸に沿って針路を転じることができないまま、下蒲刈島北西岸に向首続航し、09時30分重岩灯台から197.5度1,620メートルの地点において、A引船列は、原針路、原速力で、同岸沖合の浅所に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力1の南東風が吹き、潮候は下げ潮の初期であった。

a 1 受審人は、自室で休息していたところ、衝撃により、乗り揚げたことを知り、事後の措置に当たった。

乗揚の結果、Aは、船底外板に擦過傷を生じ、来援した救助船によって引き降ろされ、呉港広区に引き付けられた。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、東播磨港に向けて猫瀬戸を東行中、居眠り運航の防止措置が不十分で、下蒲刈島西方沖合において、同島北西岸に向首進行したことによって発生したものである。

運航が適切でなかったのは、船長が、呉港広区を発し、同区に続いて猫瀬戸を航行する際、昇橋して自ら操船指揮を執らなかつたことと、甲板員が、眠気を催した際、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつたこととによるものである。

a 1 受審人は、東播磨港に向けて呉港広区を発し、同区に続いて猫瀬戸を航行する場合、昇橋して自ら操船指揮を執るべき注意義務があつた。ところが、同人は、A乗船経験が長いa 2受審人に船橋当直を任せておけば、呉港広区及び猫瀬戸を無難に航行できるものと思ひ、昇橋して自ら操船指揮を執らなかつた職務上の過失により、a 2受審人が居眠りに陥って下蒲刈島北西岸に向首進行していることを把握できずに同岸沖合の浅所に乗り揚げの事態を招き、Aの船体に損傷を生じさせるに至つた。

以上のa 1受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

a 2受審人は、東播磨港に向けて単独の船橋当直に就き、自動操舵によつて猫瀬戸を東行中、蓄積した疲労と睡眠不足により眠気を催した場合、居眠りに陥ることのないよう、立ち上がつて操船に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があつた。ところが、同人は、出港して程なく、また、猫瀬戸を航行中に居眠りすることはないものと思ひ、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、いつしか居眠りに陥り、下蒲刈島西方沖合において、同島北西岸に向首進行して、同岸沖合の浅所に乗り揚げの事態を招き、A1の船体に損傷を生じさせるに至つた。

以上の a 2 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 5 年 1 0 月 2 3 日

神戸地方海難審判所

審判官 下 條 正 昭